

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

(委員の選任及び解任)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、就任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第6条 委員が、その職務のため、委員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 委員に対する報酬の支給時期は、その都度とする。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(招集)

第8条 委員会は、会長が招集する。

(議長の選任)

第9条 委員会の議長は、その都度委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者を候補者とした理由
- (2) 当該候補者と本会及び役員等との関係
- (3) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会に出席した委員の氏名
- (3) 委員会の議長の氏名
- (4) 委員会の議事の経過の要領及び結果

- 3 委員会の議長は、議事録に記名押印する。

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平

成28年法律第21号) 附則第9条第1項の規定による評議員の選任に関し必要な手続その他の行為は、この細則の施行前においても、この細則の規定の例によりすることができる。

(委員の任期の特例)

- 2 前項ただし書の規定により選任された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。